

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年9月10日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「浦添市と中城村と北中城村との『ごみ処理の広域化』に当たって、県が浦添市が作成した『交付金交付申請書』の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の結果が分かる公文書」（以下「本件請求文書」という。）を含む12件の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求のあった12件のうち、本件請求文書を含む9件について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分を行い、令和3年9月27日付け環整第714号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件請求文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年10月15日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和4年1月13日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

補助金適正化法第6条第1項の規定により、環境大臣は交付金交付申請書の審査に当たって交付金交付対象事業の目的と内容が適正であるかどうかを調査しなければならないことになっているため。また、環境省は循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において、都道府県知事に対して交付金交付申請書に対する審査を委託し

ているため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求文書に該当する文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

循環型社会形成推進交付金の交付要件として、廃棄物処理施設の整備等に係る交付金を要望する市町村は、その交付申請に先立ち、循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境大臣の承認を受ける必要がある。

浦添市が中城村及び北中城村とともに作成した「浦添市・中城村・北中城村地域循環型社会形成推進地域計画」は環境大臣の承認を受けており、浦添市は同地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金交付申請書を作成し、県に提出している。

県は同申請書の内容が循環型社会形成推進交付金交付要綱及び同交付取扱要領における交付要件等を満たしていることや交付対象事業が同地域計画に位置づけられている事業（施設整備に関する計画支援事業）であり、同地域計画における事業目的及び内容と同一であることを確認している。

また、循環型社会形成推進交付金等交付申請書チェックリストを活用し、交付対象事業の金額の算定に誤りがないかどうか、同申請書の記載事項に不備等がないかどうかを審査し、適正であることを確認している。

以上のとおり、県は、交付申請の段階で交付対象事業の目的と内容について審査しているが、審査請求人が求めている公文書は作成しておらず、県が審査において活用しているチェックリストは審査請求人が求めている公文書には該当しないと判断している。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

浦添市が中城村及び北中城村とともに作成して環境大臣が承認している「浦添市・中城村・北中城村地域循環型社会形成推進地域計画」と、浦添市が作成して県に提出している循環型社会形成推進交付金交付申請書は、北中城村が廃棄物処理法の規定に基づく村の法定計画として定めている一般廃棄物処理計画の対象区域に含まれている米軍施設（キャンプ瑞慶覧）と同施設から排出される「米軍ごみ」を無視して作成されている。したがって、県知事及び環境大臣も、米軍施設（キャンプ瑞慶覧）と同施設から排出される「米軍ごみ」を無視して循環型社会形成推進交付金に対する事務処理を行っていることになる。

なお、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び同交付金取扱要領において、環境省が財政的援助を与えている既存施設と防衛省が財政的援助を与えている既存施設を集約化する場合に、市町村や都道府県が行うことになる具体的な事務処理の内容は記載されていないため、県の判断に基づいて「交付要件を満たしている」ことを確認しているという弁明は、審査請求人に対する弁明になっていない。

北中城村は令和3年度において「米軍ごみ」に対する処理計画を策定して一般廃棄物処理計画を変更することになっており、村が一般廃棄物処理計画を変更した場

合は、変更した村の一般廃棄物処理計画との整合性を確保するために、1市2村が作成して環境大臣が承認している循環型社会形成推進地域計画を変更しなければならない状況になる。したがって、県が、令和2年度以前に浦添市が作成して県に提出した交付金交付申請書における交付対象事業が「1市2村が作成した地域計画における事業目的及び内容と同一である」ことを確認している場合であっても、令和3年度において「交付対象事業の事業目的と内容が適正である」ことを確認していることにはならない。

県の弁明は、米軍施設（キャンプ瑞慶覧）と「米軍ごみ」及び中城村北中城村清掃事務組合と同組合に対して補助金を交付している防衛省を無視しており、県が環境省が作成している循環型社会形成推進交付金等交付申請書チェックリストを活用しても、同申請書の記載内容が適正であるかどうかを確認することはできない。

審査請求人が開示を求めている公文書は、浦添市が作成して県が令和3年3月31日以前において審査を行っている交付金等交付申請書を前提にしており、交付金対象事業の目的と内容に対する調査については補助金適正化法第6条第1項の規定を前提にしている。したがって、「県が審査において活用しているチェックリストは審査請求人が求めている公文書には該当しないと判断している。」という判断は妥当である。

県が開示請求に係る公文書を保有していない場合は、県は令和3年3月31日以前において浦添市が作成した交付金等交付申請書に対する審査を行っていたが、補助金適正化法第6条第1項の規定に従って必要な調査は行っていなかったことになる。そして、その場合は、速やかに法令の定めに従って必要な調査を行い、その結果が分かる公文書を作成しなければならないことになる。故に、本件処分の内容は不当である。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて告示した平成18年2月21日環境省告示第55号において、都道府県は、循環型社会形成推進交付金について、補助金適正化法第6条第1項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行うこととされている。

「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室、令和3年3月31日付け事務連絡）においては、循環型社会形成推進交付金の交付申請について、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づいて行うものとされている。

取扱要領には、「所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正

であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式第2『交付金交付申請報告書』を環境大臣に提出すること。」と定められている。

また、当該環境省の事務連絡では、「循環型社会形成推進交付金等交付申請書チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に基づき、各都道府県担当者において、交付申請書の内容確認を適切に行うこととされている。

実施機関の説明によると、県は、浦添市が作成した循環型社会形成推進交付金交付申請書の内容が交付要綱及び取扱要領における交付要件等を満たしていること、また交付対象事業が「浦添市・中城村・北中城村地域循環型社会形成推進地域計画」に位置づけられている事業であり、同地域計画における事業目的及び内容と同一であることを確認しているということであった。

また、県はチェックリストを活用し、交付対象事業の金額の算定に誤りがないかどうか、同申請書の記載事項に不備がないかどうかを審査し、適正であることを確認しているということであった。

チェックリストについては、実施機関は審査請求人が求めている公文書には該当しないと判断し、審査請求人においてもこの判断は妥当であるとしているところ、審査会においても改めて、チェックリストの性格について確認する必要があると考え、実施機関に対し、説明を求めた。実施機関からは、チェックリストは審査事務を補完するための文書であり、調査の結果が分かる公文書ではないことから、本件請求文書には該当しないとの説明があり、審査会においても実施機関の説明のとおりであることを確認した。

さらに、補助金適正化法第6条第1項の規定に基づく「現地調査等」に係る文書の保有について実施機関に確認を行った。

実施機関の説明によると、当該交付金の交付事務に当たっては、取扱要領に基づき、基本的には交付申請書の書面審査を行っており、書面審査中に疑義が生じ、かつ現地確認が必要な場合には、書面審査と併せて現地調査等を行うこととしているが、本件においては、現地調査等を行っていないことから、現地調査等に係る公文書についても存在しないということであった。

実施機関の説明のとおり、補助金適正化法第6条第1項では、交付申請があった際に行う調査の方法として、「申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等」と規定されている。同規定に従って行う、交付申請に係る県の事務において、必ずしもすべての申請に係る交付対象事業について現地調査等を行う必要があるとは認められないことから、実施機関が本件に係る交付申請の審査事務において現地調査等を行っておらず、本件請求文書を保有していないとの説明について、特段不合理な点は認められない。

審査会から実施機関に対し、本件請求文書について再度の確認要請を行い、その説明を求めたところ、実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、実際にこれを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	※令和5年1月8日まで
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	※令和5年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	会長職務代理
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年1月14日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和5年7月26日	審議（第346回）
令和5年8月22日	審議（第347回）
令和5年10月27日	審議（第349回）
令和5年11月20日	審議（第350回）